

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」成立に関する理事長声明

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 矢頭 範之

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)(以下「促進法」という。)に基づく措置として今国会に提出され審議されていた「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」案が、令和元(2019)年6月7日可決された。これは、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されることのないよう、国家公務員法等188の法律において定められていた欠格条項その他の権利の制限に係る措置(以下「欠格条項等」という。)の適正化等を図るものである。

当法人は、現行の成年後見制度が施行された平成12年(2000年)以降、平成17年(2005年)には、「成年後見制度改善に向けての提言」中において、「成年被後見人や被保佐人に対する資格制限について、ノーマライゼーションの観点から今一度再検討されるべきである。」と提言したほか、平成25(2013)年11月16日には、市民公開シンポジウム「成年被後見人が受ける170を超える権利制限～選挙権は回復したけれど・・・」において、欠格条項等については問題があり、早期に撤廃すべきであると問題提起してきた。また、平成26年(2014年)に我が国が「障害者の権利に関する条約」を批准した際にも、当法人は、理事長声明を発し、その中で、これらの欠格条項等は、「基本的には『障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。』とする本条約12条2項の趣旨に相容れない可能性がある」として、「国は、これらの法令の立法目的等を今一度精査し、成年後見制度利用者に対する権利制限や資格の剥奪規定をおくことの合理性に欠けるものについては、規定の改廃等の改善を行うべきである。」と主張してきた。

その後、促進法及び平成29年(2017年)3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画の中でも、これらの欠格条項が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因となっていることの言及があった。

したがって、認知症や知的障害などで成年後見制度を利用した人が、公務員などの資格を失う各種法律の「欠格条項」を原則として削除する一括法案が可決成立したことは大いに評価したい。

施行日は法律により異なるが、可能な限り速やかに改正法の趣旨を踏まえた運用を目指し、今後は、成年後見制度を利用している人が各種資格から一律に排除され能力を発揮する機会が失われることがないようにしていくべきである。また、今後の課題として個別審査規定の不適正な運用による障害者等の排除が進むことのないよう、運用等についても注視していく必要がある。

当法人は、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として平成11年(1999年)12月に設立以来、障害者の意思決定支援と権利擁護に向けて様々な活動を行っているが、今後とも高齢者、障害者等の権利を保護し支援するための活動に全力を挙げて取り組む所存である。

令和元(2019)年6月7日